

小値賀町議会第三回定例会

(第二日)

一、出席議員

十四名

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十 十 十 十
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

岩伊横立黒坂山中近吉中岩柳川
坪藤山石崎井村本藤元村永山村
義忠弘隆政範勝徳一守長章
光之蔵教美徳蔵輝夫正義人雄

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議事局長
議会議務書記

川 三

口 浦

百 清

合 敏

五、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十四年九月十九日（木曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（横山弘蔵議員・立石隆教議員）
- 第二 議案第四十七号 平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第三 議案第四十八号 平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第四十九号 平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第五十号 平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議案第五十一号 平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第七 議案第五十二号 平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）

午前九時三十分開議

議長（川村章雄） ただいまの出席議員は、十四名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、三番・横山弘蔵議員、四番・立石隆教議員を指名します。

日程第二、議案第四十七号、平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第四十七号、平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出それぞれ二千四百九千円を追加し、予算総額を四億八千八百八十一万円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

第一款・国民健康保険税、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分一千二百二万円の減。二節・介護納付金分現年課税分九十三万一千円の増。二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分百四十万八千円の減。二節・介護納付金分現年課税分十三万五千円の減。三節・医療給付費分滞納繰越分十万二千円の増。四節・介護納付金分滞納繰越分一万七千円の増。

今回の補正で、国民健康保険税が一億四千三百六十二万三千円となります。

これは、平成十四年度当初の課税標準額が決定し、国保運営協議会の答申を受け、医療給付費分につきましては、十三年

度の税率を据え置いた税率で算定し、介護納付金分につきましては、所得割を〇・九〇%、均等割を六千円、平等割を六千円で算出しております。

医療給付費分の全体の各税額を前年度当初と比較しますと、所得割額で一千五百五十四万八千四百八十一円、十七・〇六%の減。均等割額で百三十六万四千円、二・五〇%の減。平等割額で同額でございます。

介護納付金分では所得割額で百四十五万二千八百七十八円、二五・一五%の増。均等割額で三十九万三千六百円、八・六二%の増。平等割額で二十三万六千四百円、七・七六%増となっております。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費負担金、一節・現年度分二十八万四千円の増額ですが、平成十四年度の老人保健医療費拠出金の確定に伴います追加補正で、一般被保険者に係る老人保健医療費拠出金の四〇%が交付されるものです。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分百四十四万四千円の増額は、平成十四年度の退職被保険者等分国保税当初課税額の確定、平成十四年度の老人保健医療費拠出金の確定に伴います追加補正で、退職被保険者等に係る、保険給付費と老人保健医療費拠出金相当額の二分の一の合計から退職分の国保税を差し引いた額が交付されるものです。

第八款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金二千六百八十一万五千円、二目・退職被保険者等繰越金五百一万九千円、それぞれ増額で前年度からの繰越金は四千八百八十三万五千六百六十二円となっております。

次に歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、七節・賃金六十四万二千円の減。十三節・委託料五十五万円は、レセプト整理臨時職員を十一月より委託職員にする予定でありますので、これによる組替えでございます。

第二款・保険給付費の各項目に歳入の第四款・療養給付費交付金の補正による財源の組替えでございます。

第三款・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金、十九節・負担金、補助及び交付金九百六十五万円は、前々年度、平成十二年度の老人保健医療費が算定の基礎となるもので、これの確定によるものでございます。二目・老人保健事務費拠出金二十三万九千円の減額は、平成十四年度の国保加入者見込数ならびに老人審査支払件数に、それぞれの単価を乗じたものを加えて算出するもので、これらの数値の確定によるものでございます。

第四款、一項、一目・介護納付金四十万一千円の減額は、前々年度、平成十二年度の介護納付金額が算定の基礎となるも

ので、これの確定によるものでございます。

第六款・保健事業費、二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費、十二節・役務費五千円の増額は、訪問指導車の買い替えにかかる自動車損害保険料の増によるものでございます。

第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、一目・一般被保険者償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料六百五万二千円は十三年度の一般被保険者の医療費に対して交付される療養給付費負担金の実績に基づき、国へ償還するものでございます。二目・退職被保険者等償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料五百二十万円は、退職被保険者等の医療費に対する医療給付費交付金の実績に基づき、支払基金へ返還するものでございます。

第十款・予備費百五万四千円を増額し、予備費総額を八百六十四万四千円といたしております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、次に移ります。

第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第八款・繰越金

四番（立石隆教） この繰越金については、決算の質疑の時におそらくたくさん意見が出るだろうと思いますが、多いですね。かなり多いですね。あわせて四千百万。これが、昨年の同期のレベルからしても多いんですね。この部分が繰り越し

立石議員

部分がですね、きちつと少ない額になるというのは、そう簡単にはならないというのは分かっておりますが、それにしてもちよつと今年多いなというふうに思っておりますが、その内訳を説明して下さい。

それから、国保の協議会において、先程第一款でも出てるように、示されているように、税率のですね、改正をいたしましたので、その点で若干予算よりも不足が生じるということは承知の上で、こういう税率にしたわけでありますが、その時に不足分については、基金の取り崩しをといて説明がございましたが、補正予算には基金の取り崩しがなされておられませんけれども、そこら辺のところはどのようなお考えなのか、そこもあわせてお伺いをします。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

繰越金の増につきましては、透析の患者が三名おりました。その方が三名とも亡くなりまして、それによる減と、医療費がですね、前年度に比べますと後期の方が医療費が下がっております、その分が繰越金の増になっております。

基金でございますけれども、今度補正が出て一般会計から繰入れする場合は基金の方から取り崩して出すようになると思います。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教）

昨日ちよつと話しましたけれども、予算というのは大体全体像を描いてですね、それで足りないとするところからそのお金をもってくるかということをやるといってすよね。現時点では、大丈夫だという決断だろうかと私はこれ思ったんで、繰越金もけっこうあるしということよかなことかなと。後で足らんようになったらそうしますというのが予算なのかなというふうに私は思いますが、それ以上はもう言いません。

繰越金のところでございますが、透析の患者さん、当然お金がかかるということは分かっておりますが、三人同時期に亡くなったわけではありませんが、いつ頃最後の方は亡くなられたんですか。何月頃ですか。そして、そのことよつて、相当この被保険者ですね、給付の分がかなり、表現の仕方は悪いんですけど、少し浮くなあとというふうに判断できないほど、年度末のぎりぎりになって三人さんがお亡くなりになったんでしょうか。そのところは、時期的にはどうなんですか。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

一名の方は七月に亡くなりましたけれども、あと二名の方がちよつと時期が分かりませんので、あとで報告させていただきます。

見積もりが、見込みができなかったかということでございますけれども、医療費がこんなに後期に下がると見積もりができなかったものですから、こういうふうになっております。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 決算の折にまた詳しくやりたいと思っておりますけれども、今のような話であればですね、当然その前もつてですね、予測が立つということはあつたらうと、ただその時に会計上の処理を怠つたのではないかというふうには思つたりしております。どうか明日のために答弁を考えておいて下さい。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

横山議員

三番（横山弘蔵） 一目のですね、一般管理費の説明ですね、臨時雇いを委託に変えるということでありますが、臨時で済んでいたことが今度委託になるということは、何か忙しくなつたとか何か理由があるのでしょうか。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） レセプト点検の為に臨時職員を雇っております。半年になりましたので、今度、委託職員として雇うようにいたしております、その分でございます。

議長（川村章雄） 横山議員

三番（横山弘蔵） 臨時を委託にすることによって何か経費の削減とかですね、それともその仕事もつと深まるとかですね、何か明確な委託にする理由はあるかどうかですね、それについてご説明お願いします。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） 委託にする理由については、私の方からお答えをいたします。

公務員法によつてですね、一年間は臨時でいいんですが、一年を過ぎますと臨時ではいけないというふうなことになつて

おります。そういうことで、まだ半年過ぎたばかりですが、一応半年間様子をみまして、そしていろいろ支障がないようであれば、委託にしようというふうな申し合わせを行っております。そういうことで、委託にするわけですが、臨時のときの賃金と委託料については、大体同額程度になります。そういうことで、経費の増ということは、社会保険料が幾分増えるということになりませんが、そう経費的には上回らないことになります。そういうふうな臨時を長期にできないというような理由で委託にするということでございます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） しばらく休憩します。

―	―
再	休
開	憩
―	―
午	午
前	前
―	―
九	九
時	時
―	―
五	五
十	十
四	三
分	分
―	―

議長（川村章雄） 再開します。

次に移ります。

第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第六款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十款・予備費

黒崎議員

五番（黒崎政美） 予備費の補正財源が一般財源になっておりますが、非常に財政状況が厳しい中で一般財源からまでもつてきて、予備費にですよ、どのように使うのか、将来どういうことを考えているのか。今まで国保税の予備費というのは、ほとんど基金の積立てにもつていくと。それ程うちは小値賀町は余裕のある財政じゃなかわけです。これを一般財源からもつてきて返してくれるのならないんだけど、そのまま基金に積立てとると。経常収支比率なんて何%も下がりますよ。だから、もつてきた主な理由、どうしても一般財源からこのくらい金が要るんだと。はっきりした理由があればですね、ああそうですかということになります、その主な理由をお願いします。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 予備費でございますけれども、国保の予備費につきましては、保険給付費の三%を予備費に計上しなさいということをご指導を受けておりました、三%になりますと、八百七十八万二千元になるところでございますけれども、今度百五万四千補正させていただきました、八百六十万四千円を計上させていただいております。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） だから、三%を予備費にもつてきなさいという、その大きな理由ですたいな、私が聞いているのは。その予備費にもつてつて、予備費そのまま使わんで余ったら基金に積立てるということは書いとらんでしょ。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

九月の三日に県の指導、助言がありました、指導を受けたわけでございますけれども、県から二名の職員が来てその時にも指摘され、言われましたけども、一応医療費の増減がありますので、三%は計上しとつて下さいということをご指導を受けております。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） 県の指導と言いますけれどもね、経常収支比率が七〇%だったかな、が適当だと言われているときにうちは九〇%を越えているんですよ。だから、基金の国保の一般財源の繰り出しがなかったら八〇%代に落ちるのは間違いなかとです、国保だけで。その面との兼ね合いはどのように考えていますか。住民課長でけっこうです。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 兼ね合いといいますけれども、これがですね、医療費につきましてもいつなんか風邪とかいろいろ発生することもありますし、そしてまた、突発的な事故も起こることも予想されますので、兼ね合いもありますけれども、このところで補助、予備費にですね、計上させて頂いております。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） いつもその突発的なんだからと、私が議員になって以来、そういう答弁が多いんですけども、私の現在までの在籍中にそういうことは一度もなかった。そして、予備費を使っているところでも使わなくて他に補正で持つてくると。毎年そういうことをやっているんですよ。それだったら、予備費を使いなさいと言っても、予備費はそのままおいて使って使わんでということです。だから、総務課長に質問してもおそらく答弁は同じことだろうと思えます。さつき住民課長でけっこうですと言ったんですけれども、どうしても納得いくような答弁が得られないということですよ。それだけでは、ちよつと納得し兼ねますね。

議長（川村章雄） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	三分	—
—	再開	午前	十時	十五分	—

議長（川村章雄） 再開します。

住民課長（福田 等） 予備費につきましては、今後突発的な事故がありましたときに使わせていただきます。

あと、立石議員の質問に答弁漏れがありましたのでお答えします。

一名は昨年の十三年の八月でございます。もう一名が今年度の三月でございます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 発言の訂正をお願いいたします。

馬の耳に念仏と言いますか、なかなかお分かりになつていただかないので、こういう折にきちんと正式にお話をしておきたいと思いますが、地方交付税法というのを大きな改革をいたしました。その前からそうなんですけれども、県と市町村は同格でありまして、けつして先生と生徒の間ではありません。従つて指導を受ける立場にはありません。同格というのは友達

関係とを考えていただいていると思います。その友達から私指導を受けましたと言いますか、言わないですよ。助言を頂くんですよ。指導ではなくて助言です。従いまして、助言を頂いたら先程の議論にありませんが、3%をもっておくべきですよと言ったら、なぜですかと、どういう理由でしょうかということと聞いておく必要があります。そうすると、今の答弁でこういうふうなことなんです。自分達が理解したら、その通り答えればいいと私はそう思います。従いまして、先程の県から指導を受けたというのは誤りで、私達は一つの自治体として立派に独立をしております。

従って、指導を受ける立場にはありません。ただし、県の仕事をしているなら別ですよ。国保は我々の市町村のレベルの自治体の問題です。従いまして、県から指導を受ける筋合いはありません。従って、先程の答弁は助言の間違いです。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） さっき、答弁をいたしました。県の指導・助言と申しましたけれども、今後は気をつけて、助言と言うことで、気をつけていきたいと思えます。

議長（川村章雄） 次に移ります。

これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十七号、平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十七号、平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第四十八号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第四十八号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ五百九十八万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四億六千三十三万円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

第一款・支払基金交付金、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、二節・過年度分六十二万円の増額は、支払い基金交付金の前年度医療費の実績に基づくもので、交付金の不足分が追加交付されるものでございます。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、二節・過年度分百六十七万八千円の増額は、国庫支出金の前年度医療費の実績に基づくもので、負担金の不足分が追加交付されるものでございます。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、二節・過年度分二十一万九千円の増額は、県支出金の前年度医療費の実績に基づくもので、負担金の不足分が追加交付されるものでございます。

第五款・繰越金、一項・繰越金、一目・前年度繰越金、一節・前年度繰越金三百四十六万八千円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、九節・旅費二万六千円の増額は、老人医療費の改正に伴う説明会分に係る旅費でございます。

第三款・諸支出金、一項・償還金、一目・償還金九万一千円の増額は、前年度医療費事務費交付金の実績の基づくもので、支払基金へ返還するものでございます。第三款・諸支出金、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金五百八十六万八千円の増額は、前年度の国・県定率負担金の不足分を一般会計より繰入れ予算計上いたしておりますので、その分を一般会計へ返納するものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。
議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

黒崎議員

五番（黒崎政美） 歳出の一般管理費、旅費で二万六千円補正しておりますが、まだ百十九万八千円残っております。なぜ、今回の補正で二万六千円の旅費を予算で補正しなければならなかったのか、まだ後でもよかつたんじゃないかと、第四次補正でもよかつたんじゃないか、あるいはなくなつたらその時点で補正を組んでもよろしいんじゃないかというふうには思いますが、二万六千円の旅費を今回補正した理由をお願いします。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 旅費の補正でございますけども、当初六万円旅費を組んでおりましたけれども、今度老人医療の改正がありまして、旅費が不足するものですから、二万六千円を計上して、八万六千円にいたしております。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） だから、改正になつたことも承知しております。しかしながら、旅費はまだ増えるかも分からない。突発的なことができて出張しなければならぬ、行かなくてもいいような事態が起きてくるかも分からない。だから、今の時期じゃなくして、まだ先になつて補正組んでも良かったんじゃないかと、私は質問しているわけです。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） はい、十二月でも三月でもいいんじゃないかということでございますけども、前年度も実績をみますと、もう改正の後は旅費もそう必要ないということと、今度からもう二万六千円は不足するようでございますので、したわけでございます。

実際の旅費は、八万六千円しかございませんので。

議長（川村章雄） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十八号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十八号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第四十九号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(福田 等) 議案第四十九号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)についてご説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百九万六千円を追加し、予算総額を三億一千百三十九万六千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明をいたします。
まず、歳入についてご説明いたします。

第七款・繰入金、二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金五十九万円の増は、平成十三年介護保険事業の決

算により、保険給付費に財源不足が生じ、その不足分の五十九万円を、介護保険給付費準備基金より繰入れするものでございます。

第十二款・繰越金、一項・繰越金、一目・前年度繰越金八百五十万六千円の増は、平成十三年介護保険事業の決算による、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費四十五万円の増は、十八節・備品購入費の増額であり、これは離島等サービス確保対策事業に係るもので、その内容といたしまして、入浴用バスリフト一式、簡易担架浴槽一式、シャワーベンチ二台を購入予定でございます。

第二款・保険給付費、一項・介護サービス等諸費、一目・介護サービス等諸費につきましては、介護給付費準備基金からの繰入金により財源の組替えでございます。

第六款・諸支出金、一項・償還金、一目・償還金の五百七十九万七千円の増額は、平成十三年介護給付費事業実績に伴う国・県への介護給付費負担金の償還金でございます。その主な内容として、国への介護給付費負担金の償還金百四十四万九千円、県への介護給付費負担金の償還金九十万六千円、社会保険支払基金への介護給付費交付金の償還金三百一万二千円、その他、財政調整交付金等への償還金四十三万円でございます。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金の二百八十四万九千円の増額は、平成十三年介護給付費事業実績に伴う、一般会計への介護給付費負担金分の返還金として九十万五千円、事務費分の返還金として百九十四万四千円を一般会計へ繰出すものでございます。

以上補正予算の概要をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十二款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第二款・保険給付費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第六款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十九号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十九号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	—
—	再開	午前	十時	—
			五十二分	—

議長（川村章雄） 再開します。

日程第五、議案第五十号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（西 浩三） 議案第五十号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出それぞれ二百八十八万九千円を追加し、補正後の総額を一億六千四百八十八万九千円とするものでございますが、歳入としては、前年度繰越金二百八十八万八千円の計上ですが、歳出では修繕料の計上が主なものでございます。

それでは、歳入より補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、五款、一項、一目・繰越金で前年度繰越金二百八十八万八千円の追加計上は、十三年度の予算と決算を比較しますと、約百二十万円の増収があり、また歳出で予備費を含め、約百七十万円の不用額が生じたためでございます。

八款、一項、一目・雑入は費目設置でございます。

歳出では、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、四節・共済費一万六千円の計上は、水道会計として六月補正をしておりますので今回共済組合の負担金を追加計上しております。十一節・需用費二百二十二万二千円の内訳は、落雷事故による計装施設の修理費その他の修理費の計上でございます。十二節・役務費では水質検査の年間契約を締結

した結果、差額が出ましたので、三十七万四千円を減額補正しております。十八節・備品購入費三十四万七千円の計上は、前方福善寺前の坂水源地の深井戸用ポンプ一台の購入費でございます。三目・消費税の計上は、十三年度にかかる消費税を当初予算で見込み計上してりましたが、精算の結果、十三年度分の消費税の申告額に不足が生じたので、三千円追加補正しております。

以上、一項・総務管理費で二百二十一万四千円を追加し、補正後の総額を七千八百八十五万二千円としております。

四款、一項、一目・予備費を六十七万五千円追加し、予備費総額を百四十五万九千円とし、補正後の小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算総額を一億六千四百八十八万九千円といたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第八款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

四番（立石隆教） 総務管理費の目ですが、十二節の役務費で水質検査手数料、年間の説明で年間契約の交渉です、

減額なんだということですが、今まで年間契約という形はとってなかったんでしょうか。とってたとすれば、かなり

立石議員

一生懸命交渉したということになるんでしようが、どういうやり方で下げさせたのかということをお伺いをしたいと思います。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） この水質検査は、毎年年間契約でやっておりまして、予算ではですね、前年度並みということで契約ができておりませんので、前年度並みで組んでおりまして二百四十五万七千円を計上しとったわけでございますけども、これは手数料がですね、科目を減ったということではなくて、手数料自体が下がってきておりまして、二百八万三千円で契約をしたということでございます。我々が特別努力したということではございません。

議長（川村章雄） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五十一号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（西 浩三） 議案第五十一号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、職員の結婚により職員手当の変更及び下水道料金システムのバージョンアップの委託料の計上が主なものでございまして、第一表『歳入歳出予算補正』に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ二百十八万八千円を追加し、予算総額を六億四百十八万八千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書、歳入よりご説明いたします。

五款、一項、一目・繰越金で二百十八万八千円の増額計上は、十三年度よりの繰越金でございまして、合計で四百八万八千円と多額になっておりますが、その主な原因としましては、十三年度の施設整備費で町単独工事にかかる設計委託料及び下水道管渠工事で不用額が生じたためでございます。

歳出では、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三、四節の増額は、県派遣職員の結婚に伴う住居手当等の追加計上ほかでございます。十三節・委託料百万八千円を計上。下水道料金システムにつきましては、大島地区の場合、従来から水道使用水量と連動させ、また、水道のデータを利用して下水道料金を計算しておりましたが、ご承知のように、前方地区では井戸水を使用する方が新たに出来た関係もあり、今回下水道料金システムを大幅に改良する必要が生じております。

また、現在の水道メーターの検針票の表示内容で、住民の皆様から使用水量だけではなく、生の水道料金を表示してほしいとの要望もありましたので、今回、その点についても改良いたします。また、水道使用水量により計算した下水道料金を水道検針票で同時にお知らせするようシステム全体を変更したいと計画しております。四目・前方地区管理費、十三節・委託料一万八千円は新設しました合併浄化槽二基の管理委託料の半年分を計上してあります。十八節・備品購入費三十万円は携帯用の水質検査機器二台分の購入費の計上でございます。一項・総務管理費の補正後の総額を二千七百一十一万六千円とし

ております。

二款、一項・施設整備費、二目・農業集落排水事業費、十二節、二万円の計上は、浄化槽二基分の設置届手数料の当初予算計上漏れの追加補正でございます。三目・公共下水道事業費で十四節に事務機器リース料不足分三万四千円を計上。

以上、二款、一項・施設整備費の補正後の額を五億四千六百九十九万七千円としております。

四款、一項、一目・予備費を二十八万五千円増額、予備費総額を百四万五千円とし、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を六億四百八十八万八千円といたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十一号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十一号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五十二号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長(大黒泰三) 議案第五十二号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、職員の人事異動等による人件費の調整、施設の修繕料、臨床検査技師業務負担金及び旅費補助、医療機器の修理代と備品購入費でございます。

既定の第一条は、第一表『歳入歳出予算補正』に示しますとおり、歳入歳出それぞれ四百八十五万円を追加し、補正後の

総額を四億一千四百八十五万円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項・他会計繰入金、二目・一般会計繰入金を四百万円繰り戻して一項・他会計繰入金の補正後の総額を五千八百十万円にしております。

五款、一項、一目・繰越金の八百八十四万三千円の追加計上は、平成十三年度の決算額による前年度繰越金を追加計上で、一項・繰越金の補正後の総額を一千八十四万三千円とするものでございます。

六款・諸収入、二項、一目・雑入で七千円増額調整し、二項・雑入の補正後の総額を二百八十六万二千元といたしました。歳出の補正では、一款・総務費、一項・施設管理費、一目・一般管理費は人件費で百三十七万四千円の減額補正でございますが、四月の人事異動によるものでございます。十一節・需用費で修繕料を七十三万円計上しておりますが、厨房の排水溝がます目状の蓋でございます。そのため不衛生なため密閉型の蓋に取替えようとするものです。また、合併浄化槽に汚物以外の不純物が混入いたしましたして目詰まりを起こし、ポンプが破損しておりますので、破碎機付の汚泥ポンプに交換したいと思っております。つぎに、今回の台風十五号により施設の換気扇が大半破損していますので、それらの修繕料でございます。十二節・役務費は、汚泥の引抜き料でございますが、ここ数年来、汚泥の引抜きをしていないため汚泥が堆積しておりますので、各槽の汚泥を順次引抜くための予算を計上しております。十八節・備品購入費の四十万は、病棟及び洗濯場の洗濯機と厨房の冷蔵庫の購入でございます。十九節・負担金補助及び交付金で百四十万五千円を計上しておりますが、離島医療対策協議会負担金三万円は、離島の病院及び診療所を有する市町村で組織された医療問題対策についての協議会でございます。本年八月七日に発足しております。次に、臨床検査業務負担金及び臨床検査技師旅費補助は、検査技師がお産休暇に入ります。そのため、九月末から十二月末までの三ヶ月間、毎週二泊三日で上五島病院の検査技師に応援を依頼するため経費でございます。医師招へい旅費補助三十六万六千円は、当初予算漏れにより、肝臓・泌尿器外来時の旅費補助を計上し、一項・施設管理費の補正後の総額を二億二十万三千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具購入費で、十一節・需用費百五十万円の計上は、入院患者用の吸引装置が各部屋に取り付けられておりますが、その吸引するコンプレッサーが老朽化のため劣化しておりますので、その修繕料として百万円を計上しております。また、胃カメラの操作部が故障したため、その修繕料でございます。十八節・備品購入費は、

高圧蒸気滅菌装置が長年の使用により装置内部の管体が破損し、使用不能になりましたので今回予算を計上いたしました。一項・医業費の補正後の総額を一億九千五百三十五万八千円としております。

四款、一項、一目・予備費を二十一万一千円を減額し、予備費総額を三十四万二千円にいたしました。

以上で、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)にかかる予算の概要を説明いたしました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長(川村章雄) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第六款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 歳出に移ります。

第一款・総務費

立石議員

四番(立石隆教) 一目の二節、三節のところでは給料と職員手当の減額補正があります。四月の人事異動によるものという説明がありました。他の部署において異動したところはほとんど六月の時に補正をしているんです。少し遅れた理由を説明して下さい。

議長(川村章雄) 診療所事務長

診療所事務長(大黒泰三) 本来六月の補正であるのが妥当でしょうけど、六月の時に予算がありませんでしたので、人件費だけというのものなんです。次の予算の時にと思いましたが、上げております。

議長(川村章雄) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 次に移ります。

第二款・医業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第四款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十二号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十二号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。
本日はこれにて散会します。
明日は午前九時三十分より開議をします。

―
午前

―
十一時 二十分

―
散会

―